

競合品目・競合企業リスト

令和4年5月17日

申請品目	Major BCR-ABL mRNA 測定キット 「オーツカ」	申請年月日	令和4年5月10日	申請者名	大塚製薬株式会社
------	------------------------------------	-------	-----------	------	----------

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	なし	なし
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由	
競合品目1 :	なし
競合品目2 :	—
競合品目3 :	—

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上

競合品目・競合企業リスト

令和4年4月13日

申請品目	Matrix Rib スプリント	申請年月日	令和4年4月13日	申請者名	ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社
------	------------------	-------	-----------	------	---------------------

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	肋骨接合用チタンプレート	松田医科工業株式会社
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由	
競合品目1:	本品と同様に肋骨骨折の固定を目的としているため
競合品目2:	
競合品目3:	

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上

競合品目・競合企業リスト

令和4年2月28日

申請品目	エピフィックス (EpiFix)	申請年月日	令和4年2月28日	申請者名	MiMedx Group, Inc (選任外国製造医療機器製造販売業者 シミック株式会社)
------	---------------------	-------	-----------	------	--

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	OASIS 細胞外マトリックス	Cook Japan 株式会社
競合品目2	(開発中製品) Hyper Dry (HD)羊膜	株式会社アムノス
競合品目3		

競合品目を選定した理由	
競合品目1:	当該競合品目は、創傷部の治癒（修復）のために使用される点で同等であり、また、その適用は、褥瘡、静脈性潰瘍、慢性血管潰瘍、糖尿病性潰瘍、外傷性創傷、熱傷、恵皮部／移植部、手術創等であり、本品と類似性がある。
競合品目2:	当該開発製品は、羊膜を用いたもので、原材料、構造及び原理で類似性がある。
競合品目3:	

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上

競合品目・競合企業リスト

令和4年6月7日

申請品目	RECELL 自家細胞採取・非培養細胞懸濁液作製キット	申請年月日	令和4年6月7日	申請者名	コスモテック株式会社
------	-----------------------------	-------	----------	------	------------

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ジェイス	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
競合品目2	—	—
競合品目3	—	—

競合品目を選定した理由	
競合品目1:	ジェイスは移植された本人の表皮細胞が生着することによって創面が上皮化し、速やかに創を閉鎖することができる点で本品と類似しているため競合品目として選定した。
競合品目2:	なし
競合品目3:	なし

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上

競合品目・競合企業リスト

令和4年5月31日

申請品目	サクラシー	申請年月日	2022年5月31日	申請者名	ひろさき LI 株式会社
------	-------	-------	------------	------	--------------

上記申請品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ネピック	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
競合品目2	オキュラル	株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング
競合品目3		

競合品目を選定した理由	
競合品目1 :	ネピックの効能・効果は「角膜上皮幹細胞疲弊症」、サクラシーは「角膜上皮幹細胞疲弊症における眼表面の癒着軽減」であり、効能・効果が類似しているため。
競合品目2 :	ネピックの効能・効果は「角膜上皮幹細胞疲弊症」、サクラシーは「角膜上皮幹細胞疲弊症における眼表面の癒着軽減」であり、効能・効果が類似しているため。
競合品目3 :	

報告上の留意点

- ・ 開発中のものも含め、市場において競合することが想定される製品を「競合品目」とし、競合品目を開発中又は製造販売中の企業を「競合企業」とすること。
- ・ 「競合品目」は、原則として売上高をもとに3品目まで選定すること。
- ・ 競合品目を選定した理由については、簡潔かつ具体的に記載すること。

以上